

# 利用の手続き

大崎上島町福祉課

要支援1・2の方、65歳以上の方、閉じこもりがちな方など

ご担当のケアマネジャーやお住まいの地域を担当する地域包括支援センターに連絡、相談をします。( ☎ 0846-67-0022 平日 8:30 ~ 17:15 )

お困りの内容やご希望を伺います ※ 明らかに要介護認定が必要な場合

「基本チェックリスト」でサービス事業対象者と判定 ※

要介護認定申請

非該当  
一般介護予防事業

※1 40歳から64歳までの第2号被保険者の方が総合事業を利用する際は、必ず要支援認定が必要にな

認定調査・医師の意見書

要介護認定審査

サービス事業対象者  
(要支援1・2相当)

非該当

要支援1・2

要介護1~5

「基本チェックリスト」でサービス事業対象者と判定

訪問型サービス・通所型サービスのみの利用対象者

訪問型・通所型サービス以外のサービス(住宅改修、福祉用具)の利用対象者

介護予防・生活支援サービス事業の対象にはなりません。

非該当  
一般介護予防事業

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼の届出

要支援1・2として被保険者証を交付

要介護1~5として被保険者証を交付

サービス事業対象者として被保険者証を交付

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼の届出

居宅サービス計画作成依頼の届出

介護予防・生活支援サービスの利用計画を一緒につくります

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

**介護予防・生活支援サービス事業**

**介護保険サービス**

**一般介護予防事業** 全ての高齢者が利用できます。事業対象者等の判定は不要です。各事業ごとに利用手続きは変わります。(社協健康教室、いきいき百歳体操)

**介護予防・日常生活支援総合事業**